

多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託に係る事業者選定プロポーザル審査を次のとおり行う。

令和5年11月1日

多治見市長 高木 貴行

記

選定審査の目的	本業務について、プロポーザル方式により企画提案を募集することで、価格評価のみならず、実績、専門性、企画力等を総合的に判断し、本業務の履行に最も適した契約相手方候補者を選定することを目的とする。
事業番号	多総本委 第3号
事業名	多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託
履行場所	岐阜県多治見市音羽町1丁目227番地 外5筆
履行期間	契約締結日から令和6年9月30日まで
事業概要	多治見市役所の新庁舎建設にあたり、多治見市役所新庁舎検討市民委員会における一連の検討結果を踏まえ、現庁舎の現状と課題、新庁舎の必要性、基本理念、備えるべき機能など、新庁舎のコンセプトをまとめた「多治見市役所新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）」を基に、市民や議会等の意見を聞きながら調査、検討を行い、設計の要件となる事項を整理した基本計画を策定するもの。
参加条項を示す場所	多治見市総務部総務課新庁舎建設推進室
選定審査に参加する者に必要な資格	<p>本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次の（１）、（２）、（４）から（１２）に掲げる条件を全て満たす単独企業、又は（１）、（２）、（５）から（９）、（１１）、（１２）を全て満たす共同企業体（以下「JV」という。）とする。なお、JVの場合、構成員はそれぞれが（４）の条件を満たす２社とし、代表構成員は次の（１０）の条件を満たすものとする。また、代表構成員及び構成員は（２）または（３）のいずれかの条件を満たし、必ず代表構成員又は構成員のどちらかが（２）の条件を満たすこと。</p> <p>（１）多治見市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>（２）多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。）第6条第2項の規定により建築設計の競争入札に参加資格があると認定されていること。</p> <p>（３）審査要綱第6条第2項の規定により都市計画・地方計画の競争入札に参加資格があると認定されていること。</p> <p>（４）審査要綱第7条第1項の規定により、岐阜県又は愛知県内に本社、入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは営業所として名簿に登録されていること。</p> <p>（５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>（６）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。</p> <p>（７）国税及び地方税を滞納していないこと。</p> <p>（８）本公告日から契約締結までの間において、多治見市指名停止等措置要領（平成2年告示第45号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>（９）多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年告示第200号）に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間中でないこと。</p> <p>（１０）平成25年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000㎡以上の新築又は増築（増築の場合は増築の部分に限る。）の庁舎建設（平成31年国土交通省告示第98号別添二の建築物類型のうち、第四号第2類に規定する庁舎をいう。）に係る基本計画策定業務又は基本設計業務を受託し、これを履行した実績を有する者であること。なお、JVでの実績は、代表構成員に限る。</p> <p>（１１）参加表明者と3か月以上の雇用関係があり、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する管理技術者を配置できること。</p> <p>（１２）次に掲げる者は、有資格者であっても本プロポーザルに参加できない。</p> <p>① 多治見市役所新庁舎建築設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及びその家族</p> <p>② 選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者</p> <p>③ 選定委員会委員が大学に所属する場合、その選定委員会委員の研究室に現に所属する者</p> <p>④ 主催者の組織に所属する者</p>

スケジュール	<p>実施要領等の配布 質疑の受付期間 質疑への回答期限 参加表明書及び企画提案書等の提出期間 参加資格審査 参加資格審査結果の通知 1次審査（書類審査） 1次審査結果の通知 2次審査（プレゼン・ヒアリング審査） 2次審査結果の通知・公表</p>	<p>令和5年11月1日～令和5年12月6日 令和5年11月1日～令和5年11月15日午後5時必着 令和5年11月22日 令和5年11月1日～令和5年12月6日午後5時必着 令和5年12月11日 令和5年12月14日 令和5年12月25日 令和5年12月28日 令和6年1月中旬（予定） 令和6年1月下旬（予定）</p>
募集要項の配布	<p>(1) 配布場所 多治見市ホームページ (2) 配布期間 令和5年11月1日～同年12月6日 (3) 配布方法 多治見市ホームページからダウンロード</p>	
質問書の提出並びに質問に対する回答	<p>「多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、質問書をメールにて提出すること。 (1) 受付期間 令和5年11月1日～同年11月15日午後5時必着 (2) 提出方法 総務部総務課新庁舎建設推進室へ電子メールにより提出。 E-Mail : soumu@city.tajimi.lg.jp (3) 回答方法 質問内容集約後、令和5年11月22日までにホームページで回答する。</p>	
参加申込書及び企画提案書等の提出	<p>「多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書及び企画提案書等を提出すること。 (1) 提出期間 令和5年11月1日～同年12月6日午後5時必着 (2) 提出方法 総務部総務課新庁舎建設推進室へ持参または郵送すること。 なお、郵送の場合は必ず「簡易書留郵便」とすること。 住所：〒507-8787 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 宛名：多治見市役所 総務課新庁舎建設推進室</p>	
プレゼンテーション・ヒアリング審査	<p>「多治見市役所新庁舎建設基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する。 (1) 日時 令和6年1月中旬（予定） (2) 会場 多治見市役所駅北庁舎（予定） ※会場、実施日、開始時間、終了時間は、後日通知する。 (3) 審査結果通知 令和6年1月下旬（予定）</p>	
選定審査の中止	<p>天災その他やむを得ない理由により、選定審査を中止することがある。この場合における損害は、各参加者の負担とする。</p>	
その他	<p>1 企画提案書等提出後の修正・差替えは認めない。 2 提出された書類は、返却しない。</p>	